

特定非営利活動法人 グリーンシティ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 グリーンシティ という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を青森県八戸市根城九丁目2番18号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、化石燃料に頼らず、省エネルギーと太陽の恵みである太陽光・風力・バイオマス等の活用により自然エネルギー100パーセントのコミュニティを目指すとともに、捨てるものの無いゼロ・エミッションの自立した資源循環型社会を実現しようとするため、資料収集、普及啓発活動、政策提言などを行うこと、また、コミュニティとのパートナーシップを育み、市民事業の振興を図ることにより、広く地域社会に貢献しようとするものです。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)別表第3号及び第7号に掲げる活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①再生可能な自然エネルギーを利用した発電及び売電事業
- ②再生可能な自然エネルギー・資源活用の普及、及び省エネルギーに関する情報の収集、普及啓発活動及び調査・研究事業
- ③再生可能な自然エネルギーを活用した、特定規模電力供給事業(PPS)の可能性に関する調査・研究事業
- ④再生可能な自然エネルギー・資源を活用した地域の再生と自立に関する事業
- ⑤再生可能な自然エネルギー・資源を活用した市民事業の可能性にむけた調査・研究事業
- ⑥再生可能な自然エネルギー・資源を活用しようとする団体に対する支援事業
- ⑦前各号の事業に附随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの。

(2)賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員の資格を取得する条件は、定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 この法人の会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失するものとする。

- (1)退会届を提出したとき。
- (2)本人が死亡し、又は失跡宣告を受けたとき。
- (3)会員である団体が消滅したとき。
- (4)継続して2年以上会費を滞納したとき。ただし、特別な理由がある場合にはこの限りでない。
- (5)除名されたとき。

(退会)

第10条 この法人の会員が退会しようとするときは、理事長に退会届を提出して、任意に退会することができるものとする。

(除名)

第11条 この法人の会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 いったん納入された会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

第4章 役員、顧問及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 5人以上15人以内
- (2)監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を常務理事とし、この法人を代表する理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 法第20条各号及び第21条の規定に抵触する者は、この法人の役員となることはできない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人の活動を取りまとめる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。ただし、理事長の職務代行者の順序は、理事長があらかじめ定めておくものとする。
- 3 常務理事は、事務局長の職に就き、理事長の指示を受けてこの法人の事務を掌る。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)法第18条各号に定められた職務
 - (2)法第18条第5号の規定により意見を述べるため、理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決により、これを解任することができる。この場合においては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 報酬を受けることができる役員は、その総数の3分の1以下の範囲内とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 この法人に、事務局を設ける。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事会に諮り、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別にこれを定める。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 4 顧問は理事会における議決権を有しない。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べるることができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(権能)

第24条 総会は、次の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)事務局の組織及び運営
- (10)その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)法第18条第4号の規定に基づき、監事が招集したとき。

(招集)

- 第26条 総会は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 各正会員の表決権は、各々1票とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項、第50条及び第53条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1)日時及び場所
 - (2)正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3)第15条第5項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の規定適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続き開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
 - ・ 理事長 富岡 敏夫
 - ・ 副理事長 佐藤 正毅
 - ・ 副理事長 蛭名 義一
 - ・ 副理事長 塩崎 俊一
 - ・ 常務理事 早狩 進
 - ・ 理事 安部めぐみ
 - ・ 同 澤口五十吉
 - ・ 同 嵯峨 清信
 - ・ 同 河村 信治
 - ・ 同 岩田 雅一
 - ・ 同 上田 武男
 - ・ 同 太田 ルエ
 - ・ 同 中村 由佳
 - ・ 同 齊藤 友孝
 - ・ 同 佐々木忠藏
 - ・ 監事 橋場 康悦
 - ・ 同 大石 信夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 正会員 個人 5,000円
 - (2) 年会費 賛助会員 個人 3,000円、 団体 5,000円 (1口につき)
- 7 この定款は所轄庁の認証のあった平成 年 月 日から施行する。